

下 水 道 事 業 会 計

令和7年度鎌ヶ谷市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度鎌ヶ谷市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	80,807 人
(2) 年間有収水量	6,469,480 m ³
(3) 主要な建設改良事業	
管渠建設改良事業	1,038,888 千円
流域下水道建設負担金	143,520 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,894,605 千円
第1項 営業収益		1,094,997 千円
第2項 営業外収益		799,608 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		1,846,499 千円
第1項 営業費用		1,751,321 千円
第2項 営業外費用		92,418 千円
第3項 特別損失		260 千円
第4項 予備費		2,500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する602,078千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,630千円、当年度分損益勘定留保資金437,826千円及び減債積立金124,622千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,241,871 千円
第1項 企業債		942,500 千円
第2項 他会計出資金		29,089 千円
第5項 国庫補助金		220,000 千円
第7項 負担金		50,282 千円

	支	出
第1款 資本的支出		1,843,949 千円
第1項 建設改良費		1,182,408 千円
第3項 企業債償還金		658,041 千円
第8項 予備費		3,500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道料金新受付システム構築 負担金	自 令和7年度 至 令和11年度	13,347 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 582,300	証券発行 又は 証書借入	4%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いては、利率見 直しを行った後 において、当該 見直し後の利 率)	政府資金についてはその 融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者と 協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上償還若 しくは低利に借換えするこ とができる。
資本費平準化	221,000			
流域下水道事業	139,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 149,088千円 |
|-----------|-----------|

令和7年2月20日 提出

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美

